

議第 6 5 号

呉市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び呉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び呉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び呉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(呉市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 呉市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年呉市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 4 条第 6 項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「，指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

(呉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 2 条 呉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年呉市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 0 条第 1 項中「聞く」を「聴く」に改める。

第 4 5 条第 6 項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「同じ。）」の次に「，指定地域密着型通所介護事業所，」を加える。

第 8 7 条中「第 4 0 条まで」を「第 4 0 条（第 5 項を除く。）まで」に改める。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い，関係条例について所要の規定の整備等をするため，この条例案を提出する。